人種差別撤廃委員会

通報番号 40/2007

専門学校における人種差別的行為をめぐり, 人種差別を徹廃する当事国の義務および効果的救済の確保が争点となった事例

請		願		者	Murat Er
当		事		玉	デンマーク
通		報		日	2006年12月20日
意	見	採	択	日	2007年8月8日
条	約	批	准	日	1971年12月9日
14 3	条 受	諾:	宣言	日	1985年10月11日

事案の概要

1 請願者(petitioner)はトルコ出身のデンマーク国民で,事件当時,コペンハーゲン技術専門学校で大工を目指す学生であった。学校では学習プログラムの一環として民間企業での実習機会が用意されていたが,請願者は,教員のメモに,実習生を受け入れる予定の企業名に並べて"not P"という記載があるのを偶然見つけた。教員に意味を尋ねたところPはパキスタン人を意味しており、"not P"とはパキスタンおよびトルコ系の学生を実習に送ってこないよう学校に要請した企業につけられた記号であるとの返答があった。

同日,請願者は学校側に口頭で苦情を伝えたが,学校からはそのような事案には関知していないとの回答があったため,2日後,学校経営委員会宛てに書面で苦情申立を行った。請願者によれば苦情の申立て後,学校教職員や学生から不当な扱い・嫌がらせを受けるようになったという。その後小さな工務店で実習を受けるなどしていたが,やがて学校をやめ,抑うつ状態となり薬を服用した末,大工になることを諦めて在宅介護者として働き始めた。

2 請願者は、人種差別資料助言センター (以下、DACoRD) の助力を得て、デンマーク 出身の実習生だけを派遣するよう求める雇用主 の要請に応じていた学校の慣行が、請願者に対する直接的な差別に当たるとして、デンマークの「民族的平等待遇に関する不服申立委員会」に申立を行った。申立委員会の見解によれば、この事件は職員個人が「民族的平等待遇に関する法」に反した事例であって学校に違反はないとしたうえで、嫌がらせの有無については関係証人の尋問ができる裁判所に訴え出るべきであるとした。

3 請願者らは、コペンハーゲン市裁判所に、 民族的差別を原因とする精神的損害への賠償を 求める民事訴訟を提起した(裁判の過程で請願 者は事件当時,単位を落として適性検査を受検 中であり、実習生の候補に入っていなかったこ とが明らかになっている)。裁判所は、請願者 が人種・民族に基づいて異なった扱いを受けた とは考えられず、嫌がらせの被害者であるとも いえないと判断した。請願者は、立証責任は学 校側にあると主張し、東部高等裁判所に控訴す るも(法律扶助を受けられなかったため、 DACoRD が費用支援を行なった)、高裁は一審 判決を維持、請願者は敗訴し訴訟費用も負担し た(実際にはDACoRDが負担)。デンマーク 法では、特に重要な事件に限り第三審まで訴え 出られるため通報者らは最高裁判所に上告した が、訴えは却下された。

4 以上を踏まえ、請願者による委員会への 申立ては以下のとおりである。

- 1) 学校による差別的な措置の結果、同級生と同様の教育・訓練の可能性が提供されなかった。この状況に対して効果的な救済がなされなかったことは、教育および訓練についての権利の侵害であり、条約5条(e)(v)違反となる。また国内での手続のために金銭的損害も被っている。
- 2) デンマークの法令は、条約2条1項(d) の定めるところに拠った民族に基づく差別の 被害者への効果的な保護を提供しておらず、 条約6条に違反している。また立証責任転換 の法理や、民族に基づいた差別の有無を判定

する権利が実施されていないことからも,デ ンマーク裁判所は法を条約に従って解釈して いない。

委員会の判断

1 受理許容性について

当事国は、通報者は条約14条にいう被害者とはいえないので、人的管轄(ratione personae)を理由として通報は受理できないとする。さらに「被害者の地位」に関する自由権規約委員会の先例を援用し、事件当時、通報者は実習を受ける資格がなかったのだから、差別的と主張される慣行に個人的に影響を受けておらず、不服を申立てるだけの法的利益を有していないと主張する。

委員会は、「被害者の地位」に関する自由権 規約委員会の見解と同様のアプローチを採用し ている。ただ本件では、民族的にデンマーク人 でない学生を実習生から除外したいという雇用 主の要求に応じるという学校の差別的慣行が存 在すること自体、校内規定に準じた実習生資格 の判定とは関わりなく、学校に在籍する民族的 にデンマーク人でない学生すべてを潜在的被害 者とみなすことができる十分な根拠となる。

したがって請願者は委員会に通報を提出する ための潜在的被害者にあたると結論する。

2 本案について

1) 請願者は、デンマーク国内法は条約2条1 項(d) が定めるところに拠って民族的差別 の被害者に対する効果的保護を提供しておら ず、かつ、デンマーク裁判所は条約に従って 国内法を解釈していないと主張する。委員会 は、特定の事例において条約違反の有無を検 討する外は、当事国の法が条約と両立してい るか否かを抽象的に決することは自らの職務 ではないと考える。また国内裁判所の決定が 明らかに恣意的である、もしくは実質的に公 平さを欠いているのでない限りは、裁判所 なした国内法についての解釈を再考すること も委員会の職務とはならない。国内各裁判所

- の判決内容からして請願者の訴えは,人種的 または民族的差別の行為を明確に規制・処罰 する法に従って審理されており,ならびに判 決は合理的で法に基づいている。したがって 請願者の主張には十分な根拠があるとはいえ ない。
- 2) 教員のひとりが、雇用主の申入れに応じて いたこと, ならびに "not P" というメモがデ ンマーク以外の民族的出身である学生を当該 企業に送らないことを意味すると承知してい たと認めたという争いのない事実は、それ自 体、請願者も含めた民族的にデンマーク人で ない学生への事実上の (de facto) 差別が存 在したことを確認するに十分である。学校側 は、当時請願者が実習を受けられなかったの は学業成績のためであるとするが、民族的出 身のために実習の機会が与えられなかったで あろうことは否めない。学業成績と関係なく 実習が実施される可能性は、彼の民族的背景 (ethnicity) のために他の学生より限定され ていた。委員会の見解では、これは人種差別 行為に該当し,請願者が条約5条(e)(v) の教育および訓練についての権利を享受する ことの侵害に当たる。
- 3) 国内の各裁判所は、請願者は、学校の差別的慣行でなく、成績のために実習生資格が得られなかったとの申立に基づいて判断を下している。しかしそうであったとしても、"not P"とのメモが民族的出身によって特定の学生を実習から除外することを意味すると教員が認識していたことが人種差別に当たるか否かについて、当事国は調査を行う義務を免除されるものではない。委員会は、当事国が人種差別の行為があったか否かを判断するための効果的な調査を行っていないことに鑑みて、条約2条1項(d)、および6条の違反があると結論する。
- 4) 以上により, 当事国には, 条約2条1項 (d), 同5条(e)(v), および同6条の違反 がある。

- に対して、請願者に十分な損害賠償(adequate compensation)を行なうよう勧告する。 から情報を受領することを希望する。
- 6) 当事国は委員会の意見を、検察および司法 機関を含め、広く公表するよう求められる。
- 5) 当事国は条約違反により生じた精神的損害 7) 委員会の意見を実施するためにとられた措 置について、90日以内に、デンマーク政府

(担当:川本紀美子)